

## 参考資料

- 1 宮城県沖地震の長期評価
- 2 岩沼市地域防災計画〔地震災害対策編〕（抜粋）
- 3 関係法令
- 4 岩沼市の改修促進にかかわる制度

宮城県の沖合から日本海溝までの海域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。また、この海域では、陸寄り及び日本海溝寄りの2つの海域それぞれを震源域として発生する地震が知られている。ここでは、このうち、1978年に宮城県沖で発生したマグニチュード(M)7.4の地震に代表される、陸寄りの海域を震源域として繰り返し発生する大地震（以下「宮城県沖地震」という。）に関して、長期的な観点で次のように評価した。評価に当たっては、同海域に発生した地震について行われた調査研究の成果を参考にした。

## 1 地震の発生位置

宮城県沖地震は、東北地方の陸側のプレートの下へ太平洋プレートが沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）の、牡鹿（おじか）半島沿岸からその東方へ広がる範囲で発生していると考えられる。

## 2 地震活動

宮城県沖地震の震源域での過去の活動及び将来の活動についての特性等は表1のとおりであり、これらについて次のように考えられる。

<過去の活動について>

歴史地震の記録や観測成果の中に記述された、津波の記録、震度分布等に基づく調査研究の成果を吟味した結果、1793年以降現在までの200年間余りに6回活動したと考えられる。この結果、活動間隔は26.3年から42.4年までの範囲となり、平均活動間隔は37.1年となる。最新の活動は、1978年6月12日であることから、最新活動からの経過時間は2001年1月1日現在で22.6年となり、平均活動間隔の61%に達する。また、地震の規模は、通常はM7.3～7.5の範囲にあったと考えられる（陸寄りの海域に想定される震源域の中だけが破壊した地震の場合を、以下「単独の場合」という。）。但し、1793年の地震は、陸寄り及び日本海溝寄りの震源域が連動して破壊したため（以下「連動した場合」という。）、その規模は他の地震より大きいM8.2程度<sup>1</sup>であったと考えられる。

なお、1793年より前の地震についてはデータが十分でないと判断し評価を行わなかった。

<sup>1</sup> この報告書では、Mの数値の推定のばらつきについて、「程度」及び「前後」も使用。「程度」は「前後」よりばらつきが大きい場合に使用した。

<将来の活動について>

地震発生の可能性は、年々高まっており、今後 20 年程度以内（2020 年頃まで）に次の地震が起こる可能性が高いと考えられる。

また、地震の規模は、単独の場合には M7.5 前後、連動した場合には M8.0 前後となると考えられる<sup>2</sup>。但し、次の活動が単独の場合となるか連動した場合となるかは、現状では判断できない。

### 3 今後に向けて

形状、ずれの向きなど強震動評価に必要な事項は、今後別途評価する。

表 1 宮城県沖地震の長期評価のまとめ

項目	特性	根拠
(1) 発生位置 (領域)の目安、 地震の型	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県の牡鹿半島の東方域</li> <li>北緯 38.1～38.5°、東経 141.5～142.5°</li> <li>東北地方の陸側のプレートと太平洋プレートの境界面。低角逆断層型。</li> </ul>	1978 年の宮城県沖地震の余震域からおおよその範囲を読み取った。
(2) 過去の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>表 2 参照。</li> <li>平均活動間隔 37.1 年</li> <li>最新活動から 2001 年 1 月 1 日現在までの経過時間 22.6 年</li> </ul>	説明 2-2 参照。
(3) 次の活動時の地震の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>マグニチュード(M)7.5 前後。但し、日本海溝寄りの海域の地震と連動して発生した場合には M8.0 前後。</li> </ul>	説明 2-2 参照。

(以下試算値)

項目	試算値	備考
(4) 次の活動の発生可能性に関する数値（対数正規分布モデルによる試算値；注参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震後経過率(注参照) 約 60%</li> <li>現在～2010 年末の発生確率 約 30%</li> <li>現在～2020 年末の発生確率 約 80%</li> <li>現在～2030 年末の発生確率 90%より大</li> <li>現在までの集積確率(注参照) 約 0.3%</li> <li>約 30%</li> <li>2010 年末までの集積確率 90%より大</li> <li>2030 年末までの集積確率</li> </ul>	地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会(1999)参照。
(5) 参考指標 (試算値；注参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標(1) 経過年数比 約-5 年</li> <li>約 0.8</li> <li>指標(2) 約 0.1</li> <li>指標(3) 約 0.3%</li> <li>指標(4) 約 1.0</li> <li>指標(5) 約 0.03</li> </ul>	地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会(1999)参照。

<sup>2</sup> 同上

注：評価時点は全て 2001 年 1 月 1 日現在。有効数字一桁で表示。地震後経過率：最新活動時期から評価時点までの経過時間を平均活動間隔で割った値。集積確率：前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。指標(1)経過年数：当該地震系列に対数正規分布モデルを適用した場合の、1年間当りの発生確率（以下「危険率」という。）が、指数分布モデル（以下「ポアソン過程」という。）を適用した場合の危険率を超えてからの経過年数（負符号の場合は、その危険率を超えるまでに残された年数）

指標(1) 比：前回の地震発生時から評価時点までの経過時間(B)と前回の地震発生時から対数正規分布モデルによる危険率がポアソン過程とした場合の危険率を超えるまでの時間(A)との比(B/A)。

指標(2)：評価時点の対数正規分布モデルによる危険率とポアソン過程とした場合の危険率の比。

指標(3)：評価時点での集積確率。

指標(4)：評価時点以後 30 年以内に発生する確率とその最大の値との比。

指標(5)：ポアソン過程とした場合の危険率。

表 2 宮城県沖地震であると評価した地震の発生日

地震発生日	前回の地震からの経過年数 (年)	地震の規模	備考
1793 年 2 月 17 日		M8.2 程度	連動の場合
1835 年 7 月 20 日	42.4 年	M7.3 程度	単独の場合
1861 年 10 月 21 日	26.3 年	M7.4 程度	単独の場合
1897 年 2 月 20 日	35.3 年	M7.4	単独の場合
1936 年 11 月 3 日	39.7 年	M7.4	単独の場合
1978 年 6 月 12 日	41.6 年	M7.4	単独の場合

## 説明

### 1 宮城県沖地震の系列の同定に関するこれまでの主な調査研究

地震調査研究推進本部地震調査委員会(1999)は、東北地方について次のように述べている。

東南東の方向から太平洋プレートが年間約 8cm の速さで近づいている。太平洋プレートは、日本海溝から東北地方の下へ沈み込んでおり、太平洋プレートの沈み込みに伴う地震活動は、東北地方の日本海側では深さ約 150～200km、さらにロシアの沿海州南端付近の地下深く（深さ 600km 程度）まで見られる。

また、宮城県沖地震の系列の同定に係わる調査研究としては、羽鳥(1975、1987)、瀬野(1979)、Utsu(1984)、Nishenko and Buland(1987)、宇佐美(1996)、地震調査委員会長期評価部会(1999)、宇津(1999)、大竹(1998a、1998b、1999)、松浦他(2000)、都司(2000)などがあり、その概要は表 4 のとおりである。

## 2 宮城県沖地震の評価結果について

### 2-1 地震の発生位置

宮城県にある牡鹿（おじか）半島の東方沖では、東北地方の陸側のプレートの下へ太平洋プレートが沈み込むことに伴って、大地震が繰り返し発生していることが知られている（例えば、地震調査委員会(1999)）。最近では、1978年に、これら2つのプレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）を震源域とした低角逆断層型（例えば、瀬野 1979）のプレート間地震が発生し、宮城県を中心に強い地震動が生じ、仙台市などで震度5が観測された（気象庁 1996）。また、震源の深さは約 40km と推定されており、地震の規模の割に津波はあまり大きくなく、検潮所で観測された津波の最大波高<sup>3</sup>は最も大きい地点でも仙台新港の 49cm であった（地震調査委員会 1999）。

今回の評価では、この 1978 年の地震を宮城県沖地震の典型的な事例と考えた。このため、評価作業に当たっては、宮城県沖地震の震源域は、1978 年の地震の発生後 3 日間の余震発生域（図 1）に位置すると想定するとともに、その型も 1978 年の地震と同様に低角逆断層型であると想定した。

### 2-2 過去の活動

#### ◇宮城県沖地震の同定

過去の地震について、今回の評価の対象とした宮城県沖地震であるとの同定の作業は、主に、宇津(1999)、羽鳥(1975、1987)、大竹(1999)などの記述を参考にし、これらに記述がない場合及び不確実な場合には、都司(2000)を参考にして検討した。また、地震の M の値は、宇津(1999)及び都司(2000)を採用し、両者が一致しない場合は、後者を採用することとした。但し、1884 年以前は近代観測が行われる前の時点の値であり、1885 年以降に比べ信頼性が劣ることから、1884 年以前の M の値には「程度」という言葉を

---

<sup>3</sup>最大波高は、津波の全振幅の最大のことである。地震調査委員会(1999) p. 75 の「津波の高さ」は、最大波高のことである。

付加した。

宮城県沖が震源であった可能性がある地震は、1793年以降については、11回知られている（表3参照）。これらの地震について、①内陸地震、②陸寄りの領域を震源域とする地震、③日本海溝寄りの領域を震源域とする地震、及び④陸寄りと日本海溝寄りの両方の領域が連動した地震に仕分けした。ここでは、陸寄りの領域が活動した②番目の地震（1978年の地震が含まれる。）を原則として宮城県沖地震（単独の場合）として同定することとし、④番目の地震を連動した地震（連動の場合）として同定し、両者を平均活動間隔の計算や長期発生確率などの試算に使用することとした。陸寄りの領域だけが活動した場合（②番目の地震の場合）には、津波を伴うものの、その規模の割には津波が顕著には大きくなならないという特徴があるが、明治時代より前に発生した地震については津波の記録が残っていない場合が多くあると判断し、津波の有無は参考に止め、主として震度分布によって同定することとした。

1793年の地震より前については、8回の地震が知られている（表3参照）。これらの地震については、宮城県沖地震の系列かどうかの同定を適切に行うにはデータが十分でないと判断し、評価は行わなかった。

#### 1978年6月12日の地震

震度5（現在の震度階級において、震度5弱または5強に相当）となった範囲は、宮城県、岩手県南部、福島県北部、山形県の一部におよび、また震度4となった範囲は、北は青森県南部、秋田県全域、南は神奈川県東部にまでおよんだ（気象庁1983）（図2）。また、検潮所で観測された津波の最大波高の最も大きい地点は、仙台新港の49cmであった。ここでは、この地震を宮城県沖地震の典型例として扱うこととした。

#### 1936年11月3日の地震

震源、規模ともに1978年の地震とほぼ等しく（宇津1999）、また仙台市などで震度5（現在の震度階級において、震度5弱または5強に相当）が観測されている（図3）。この地震による津波の波源域は、1978年の地震による波源域の南側にずれて推定されているものの一部重なっており（図4）、震度分布を考慮して、宮城県沖地震の一つであると同定した。

#### 1933年6月19日の地震

震源が日本海溝寄りにある（宇津1999）ことから、宮城県沖地震には当たらないと考えた。

#### 1915年11月1日の地震

震源が日本海溝寄りにある（宇津1999）ことから、宮城県沖地震には当たらない

と考えた。

#### 1898 年 4 月 23 日の地震

小津波が観測されており、津波に基づく推定波源域は、1897 年 2 月 20 日（当該地震の 14 ヶ月前）の地震<sup>4</sup>（以下「前年 2 月の地震」という。）の波源域と重なるように推定されている（図 5）。しかし、中央気象臺(1902)は、前年 2 月の地震<sup>5</sup>と揺れの分布を比較し、当該地震の震源が、前年 2 月の地震とは異なる<sup>6</sup>と述べている。震度分布には烈震域がなく（図 6）、地震の規模はやや小さめの M7.2（宇津 1999）と推定されており、宮城県付近に烈震域がある前年 2 月の地震の震度分布と異なる<sup>7</sup>。また、当該地震の 8 ヶ月前（1897 年 8 月 5 日）には、日本海溝寄りで M7.7 の地震が発生している。これらのことから、1898 年 4 月 23 日の地震は、前年 2 月の地震とは異なる震源域で発生し、前年 2 月と 8 月の地震の両者に誘発されて発生したものであると推定した。このため、1898 年 4 月 23 日の地震は宮城県沖地震には当たらないと考えた。

#### 1897 年 8 月 5 日の地震

震源が日本海溝寄りにある（宇津 1999）ことから、宮城県沖地震には当たらないと考えた。

#### 1897 年 2 月 20 日の地震

震源が陸寄りにある（宇津 1999）こと、また津波の記録があり、陸寄りに波源域が推定されていること（図 5）から、陸寄りの地震の可能性が高いと判断した。また、震度分布では、烈震域（現在の震度 5 弱以上に相当（三浦 1964））があり、強震域（現在の震度 4 に相当）は青森、秋田、神奈川にまでおよぶ（図 7；中央気象臺 1897）。これらのことから、宮城県沖地震の一つであると同定した。

#### 1861 年 10 月 21 日の地震

この地震の震度分布が 1978 年の震度分布と良く似ており（都司 2000）、また津波の史料が見出されている（図 8）。これらのことから宮城県沖地震の一つであると同定した。

#### 1855 年 9 月 13 日の地震

---

<sup>4</sup> 宮城県沖地震の一つと同定（後述）。

<sup>5</sup> 中央気象臺(1902)の記述では、「昨二十九年」としているが、「昨三十年」の誤りとみられる。

<sup>6</sup> 「……往々陸前地方ヲ激動スル地震(注 1)ト是等ノ地震(注 2)トハソノ震源地ヲ一ニセルモノ、如ク考ヘラル、ト雖モ其實全ク相異ナルモノニシテ……」

(注 1)このような地震として 1897 年 2 月 20 日の地震が含まれる。(注 2)「是等」は、中央気象臺(1902)では、三陸沿岸域を激動する地震のことを指しており、1898 年 4 月 23 日の地震もその特徴を持っているとしている。

<sup>7</sup> 1898 年（明治 31 年）から震度階級が変更された（三浦 1964）ものの、この地震については、中央気象

震度分布において、震度 5 弱以上の範囲が 1978 年の地震に比べ極狭い範囲に限られている（図 9）ことから、この地震の震源は陸にあると判断し、宮城県沖地震には当たらないと考えた。

#### 1835 年 7 月 20 日の地震

この地震の震度分布が 1978 年の震度分布と良く似ている（図 10）ことから、宮城県沖地震の一つであると同定した。なお、顕著な津波があったことを示す史料の記述は、同年チリ付近に発生した地震によるもの（都司 2000）と判断した。

#### 1793 年 2 月 17 日の地震

この地震は、岩手県から宮城県の沿岸で 2～5 m の高さの津波があったという記録から日本海溝寄りの震源域の活動とされているが、震度 5 弱以上の範囲が宮城県から北の方へ細長く伸びている（図 11）ことから、日本海溝寄りと陸寄りの震源域が連動して破壊したと判断し、宮城県沖地震の一つであると同定した。

#### ◇地殻変動の現状

GPS（図 12）など地殻変動のデータから、宮城県沖地震の震源域付近のプレート間には十分な結合力を示していることが推定されている（例えば、El-Fiky et al. 1999、Nishimura et al. 2000、Ito et al. 2000）。

#### ◇地震活動の現状

1978 年の地震の余震活動は、現在の地震活動の状況（図 13）から、既に通常の地震活動のレベルまで低下していると考えられる。

#### ◇プレート運動との整合性

1978 年の地震は低角逆断層型であり、プレート境界面で平均 2.1～2.3 m のずれがあった（Seno et al. 1980）。この平均的なずれの量は、年間約 8cm というプレートの相対運動速度から期待されるずれの累積値より有意に小さい。この地域の海溝におけるプレート間の結合の程度を示す係数が 1.0 より小さい（例えば、川崎・他 1998）ことを考慮すると、約 2m のずれの量と約 37 年の平均活動間隔は、プレート運動速度と矛盾しないと考えられる。

### 2-3 将来の活動

各種の地震発生の可能性を検討する手法は試案の段階である。このため、地震発生の

---

臺(1902)の記述から、1897 年までの震度階級で観測結果が報告されていたものと考えられる。



可能性の評価は、地震調査委員会長期評価部会（1999）に示された手法を用いた試算の結果も参考にしつつ、次のように総合的に実施した。

宮城県沖地震の発生間隔の分布は、AIC（Akaike1974、坂元・他 1983）を計算して比較した結果、ランダムに地震が発生しているとするモデル（指数分布モデル；以下「ポアソン過程」という。）に比べ、更新過程の対数正規分布モデルを適用する方が妥当であると考えられた。このため、対数正規分布モデルを用いて各種確率を試算した。試算においては、平均活動間隔のばらつきのパラメータとして、表2の地震系列から算出される試算値（対数標準偏差 $\sigma=0.176$ ；地震調査委員会長期評価部会, 1999）を利用した。評価時点は、2001年1月1日とした。

試算値によると、次の宮城県沖地震の発生の危険率（1年当りの発生確率）は、ポアソン過程と仮定した場合の危険率を、2005年末頃までには超える（指標(1)）。また、2001年から20年以内に発生する確率は、約80%となる。さらに、10年以内に発生する確率は、今後年々急速に高まっていき2010年には約70%（2010年までに発生しなかったという条件の下での2010年から2020年の間に発生する確率）となる（図14）。集積確率についても、2005年頃から年々急速に高まっていく（図15）。

これらを踏まえ、地震発生の可能性は、年々高まっており、今後20年程度以内（2020年頃まで）に次の地震が起こる可能性が高いと考えた。

なお、陸寄りと日本海溝寄りが連動した場合は、過去に大津波が発生したことが知られているので、津波の発生にも注意が必要である。

表3 宮城県沖地震の系列の同定に関する調査研究と本報告の評価

文献番号 発生年 月日	[21]	[25]	[9]	[5] 又は [6]	[18] 又は [19]	[26]	[23]	本報告	M*1	津波*2
1611年12月2日	—	—	—	△/	—	△	—	評価しなかつた	8.1	有
1616年9月9日	○	○	○	—	—	○	×		7.0	?
1646年6月9日	○	○	○	—	—	×	△		7.2, 6.6	—
1678年10月2日	○	○	○	—	—	△	△		7.5, 7.5	—
1717年5月13日	—	—	—	—	—	○	○		7.4, 7.5	有
1731年10月7日	—	—	—	—	—	△	△		6.9, 6.5	—
1736年4月30日	○	○	○	—	—	△	△		5.7, 6.0	—
1770年5月27日	○	△	△	—	—	△	×		7.4	—
1793年2月17日	○	○	△	△	—	○	○	◎	8.2	有
1835年7月20日	○	○	○	○/	○	○	○	◎	7.3, 7.0	?
1855年9月13日	—	—	—	—	○	△	△	△内陸	6.2, 7.3	無
1861年10月21日	○	○	○	○/	△/○	△	○	◎	7.4,	有
1897年2月20日	○	○	○	○/	○	○	—	◎	7.4	有
1897年8月5日	△	—	—	△/	—	△	—	△海溝寄り	7.7	有
1898年4月23日	—	—	—	○/	—	△	—	△陸寄り	7.2	有
1915年11月1日	—	—	—	—	○/	△	—	△海溝寄り	7.5	有
1933年6月19日	—	—	—	—	○/	△	—	△海溝寄り	7.1	有
1936年11月3日	○	○	○	○/	○	○	—	◎	7.4	有
1978年6月12日	○	○	○	○	○	○	○	◎	7.4	有

(凡例)

・文献番号の欄の記号

○：宮城県沖地震の一つと同定。

△：内陸に発生した地震、日本海溝寄りに発生した地震、又は少なくとも地震があったと判断したか、陸寄りの海域以外に発生した可能性があるかと判断。

×：地震そのものがなかったか、存在が疑わしいと判断。

—：判断を示していないか、資料不十分と判断。

・本報告の欄の記号

◎：宮城県沖地震の一つであると長期評価部会が同定した地震。

△：宮城県沖地震には当たらないと長期評価部会が判断した地震。

なお、1793年より前は長期評価部会は評価しなかった。

・津波の欄の記号

有：津波が観測された地震（津波による被害がないものも含む。）

？：津波があった可能性があるか、津波の存在を示す資料が否定された地震。

無：津波が観測されなかった地震。

—：津波の有無の研究成果が発表されていない地震。

注\*1) Mの欄は[26]の表に記述されたMを示し、[23]のMがあれば左側に併記した。

[23]は、新たに震度分布や津波の規模から再調査した結果である。

[26]は、「1884年以前の震央の緯度・経度とマグニチュードは宇佐美(1996)の書物([24])によるが、同書に範囲として示されているものは範囲の中央値を記入し、また分数は小数に直し小数点以下1桁で打ち切った。」としている。また、[26]は、「1885～1980年の震源とマグニチュードは宇津の表による。1981年以降は気象庁資料による。」としている。但し、1861年10月21日の地震についてはM7.3とされているが、その根拠が不明のため記入しなかった。また、宇津([26])がMを決めるうえで気象庁Mを引用した地震に関しては、気象庁による改訂M値(2003年9月25日)を採用した。

注\*2) 津波の欄は、1898年は[5]から、それ以外は[26]又は[23]の記述を記入。[26]と[23]とで記述が異なる場合は[23]の記述を記入。

表4 宮城県沖地震の系列の同定に関する調査研究の概要

1611年12月2日	[5] : 岩手県から宮城県沿岸で4~20mの津波。波源域は日本海溝寄り。 [18] : 1800年代より前は資料不完全。 [26] : 津波あり。日本海溝寄り。M8.1。
1616年9月9日	[21] : 宮城県沖地震の一つであることが確実。 [25] : 宮城県沖地震の一つであることが確実という [21] の見解を採用。 [9] : [25] の見解を採用。 [18] : 1800年代より前は資料不完全。 [26] : 宮城県沖地震の一つ。津波があったかもしれない。M7.0。 [23] : 地震の存在否定。
1646年6月9日	[21] : 宮城県沖地震の一つである可能性。 [25] : 宮城県沖地震の一つである可能性という [21] の見解を採用。但し、内陸地震の可能性。 [9] : [25] の見解を採用。 [18] : 1800年代より前は資料不完全。 [26] : [27] が挙げているが、内陸地震又は史料が非常に少なく震央不明。M6.6。 [23] : 当時の記録から、宮城県南部、福島、栃木県の一部で震度5弱以上。内陸。M7.2。
1678年10月2日	[21] : 宮城県沖地震の一つである可能性。 [25] : 宮城県沖地震の一つである可能性という [21] の見解を採用。 [9] : [25] の見解を採用。 [18] : 1800年代より前は資料不完全。 [26] : 内陸・やや深発の地震の可能性。M7.5。 [23] : 花巻で最大震度6弱。秋田、山形、福島、宮城県で震度5弱。内陸。M7.5。
1717年5月13日	[18] : 1800年代より前は資料不完全。 [26] : 宮城県沖地震の一つ。津波あり。M7.5。 [23] : 気仙沼で津波あり。宮城県、岩手県、秋田県で震度5弱以上。M7.4。
1731年10月7日	[18] : 1800年代より前は資料不完全。 [26] : [27] が挙げているが、内陸地震又は史料が非常に少なく震央不明。M6.5。 [23] : 宮城県白石を中心に宮城県南部、福島県、山形県の一部で震度5弱以上。内陸。M6.9。
1736年4月30日	[21] : 宮城県沖地震の一つである可能性。 [25] : 宮城県沖地震の一つである可能性という [21] の見解を採用。但し、内陸地震の可能性。 [9] : [25] の見解を採用。 [18] : 1800年代より前は資料不完全。 [26] : 内陸地震の可能性。M6.0。 [23] : 仙台で震度5弱以上。被害の範囲が小さい。M5.7。
1770年5月27日	[21] : 宮城県沖地震の一つである可能性。 [25] : 宮城県沖地震の一つである可能性という [21] の見解を採用。但し、震源不確かで、岩手県の内陸の可能性。 [9] : 存在が疑わしい。 [18] : 1800年代より前は資料不完全。 [26] : [27] が挙げているが、内陸地震又は史料が非常に少なく震央不明。M7.4。 [23] : 当時の信頼できる記録に記事が見つからないことから存在を否定。
1793年2月17日	[21] : 日本海溝寄りであることが確実で、宮城県沖地震の領域にも活動域が及んだ可能性。 [25] : 日本海溝寄り確実であり、宮城県沖地震の領域にも活動域が及んだ可能性という [21] の見解を採用。 [9] : 沖合の地震、この系列に含まれるかどうか疑問がある。 [5] : 岩手県から宮城県の沿岸で2~5mの津波。1897年8月の震度分布と似ている。波源域は日本海溝寄りで、1897年8月と大体同じかやや北寄り。 [6] : 岩手県中部から福島県北部に至る内陸部に震度5が分布。主に、岩手県中部から福島県沿岸まで津波があり、高さは2~5m。波源域は1897年8月のもを含むかたちで日本海溝付近にあった。震度分布の拡がりからM7.8。 [18] : 1800年代より前は資料不完全。 [26] : 津波あり。日本海溝寄り及び宮城県沖地震の領域の両地域で活動。M8.2。 [23] : 大きなゆれが3度たて続けに起きたという記録が各地にあり。津波は三度目の地震による。岩手県南部から福島県にかけ、津波の記録あり。宮城県を中心に隣接県の一部で震度5弱以上。M7.9以上。
1835年7月20日	[21] : 宮城県沖地震の一つであることが確実。 [25] : [21] の見解を採用。 [9] : [25] の見解を採用。 [5] : 宮城県内震度5以上。岩手県南部から宮城県にかけて2~6mの津波があり、宮城県野蒜(のびる)で被害多。波源域は陸寄り。 [18] , [19] : 宮城県沖地震の一つと判断。 [26] : 宮城県沖地震の一つ。津波あり。M7.0。 [23] : 地震直後に現地記録された第一次資料に津波の存在を示すものはなく、また他はチリ津波の記述であり、津波の存在を否定。宮城県及び岩手県、福島県の一部で震度5弱以上。M7.3。
1855年9月13日	[18] , [19] : 宮城県沖地震の一つと判断。 [26] : 宮城県沖地震の一つの可能性もあるが、明らかでない。津波の記録なし。M7.3。 [23] : 宮城県南部で震度5弱以上。M6.2。
1861年10月21日	[21] : 宮城県沖地震の一つであることが確実。 [25] : [21] の見解を採用。 [9] : [25] の見解を採用。 [5] : 宮城県内震度5以上。岩手県南部(綾里(りょうり))から宮城県野蒜にかけて2~4mの津波あり。波源域は陸寄りで、1835年7月よりも北。 [18] : 規模が小さく、内陸の地震の可能性が高いので除去。 [19] : この地震を含む場合と含まない場合について検討。 [26] : 津波があったかもしれない。また、内陸地震の可能性。M7.3。 [23] : 綾里、野蒜で津波あり。宮城県から岩手県の南部にかけて、震度5弱以上。M7.4。

1897年2月20日	[21]:宮城県沖地震の一つであることが確実。 [25]:[21]の見解を採用。[9]:[25]の見解を採用。[5]:津波あり(鮎川記録)。雄勝(おがつ)に地震後10分で津波。岩手県南部から福島県にかけて震度5以上。波源域は陸寄り。 [18], [19]:宮城県沖地震の一つと判断。[26]:宮城県沖地震の一つ。津波あり。M7.4。
1897年8月5日	[21]:日本海溝寄りの活動であることが確実。1897.2.20の地震に引き続いて日本海溝寄りが破壊した例。 [5]:震度4以下。津波あり。波源域は日本海溝寄り。M7.7。 [26]:津波あり。日本海溝寄り。M7.7。
1898年4月23日	[5]:石巻付近に軽い被害。岩手県南部から宮城県南部にかけて震度5。地震後8分で鮎川で津波記録。波源域は陸寄り。 [26]:津波あり。M7.2。
1915年11月1日	[18]:宮城県沖地震の一つと判断。[26]:日本海溝寄り又は日本海溝寄りの領域と宮城県沖地震の領域との境界付近。他の日本海溝寄りの活動より規模が小さいので宮城県沖地震の活動にも日本海溝寄りの活動にも含めない。津波あり。M7.5。
1933年6月19日	[18]:宮城県沖地震の一つと判断。しかし、1933年の三陸沖地震との関連で別扱いすべきかもしれない。[26]:津波あり。M7.1。
1936年11月3日	[21]:宮城県沖地震の一つであることが確実。
	[25]:[21]の見解を採用。 [9]:[25]の見解を採用。 [5]:岩手県南部から福島県にかけて震度5。津波あり。波源域は陸寄り。 [18], [19]:宮城県沖地震の一つと判断。 [26]:宮城県沖地震の一つ。津波あり。M7.5。
1978年6月12日	宮城県沖地震の典型的な例

#### 参考文献 (アルファベット順)

- [1] Akaike, H. (1974): A new look at the statistical model identification. IEEE Trans. Automat. Contrl. AC-19, 667-674.
- [2] 中央気象臺(1897):「明治30年地震報告」.
- [3] 中央気象臺(1902):「明治31年中央気象臺年報」第二編, 戊ノ部, 地震報告.
- [4] El-Fiky, G.S. and T. Kato(1999):Interplate coupling in the Tohoku district, Japan, deduced from geodetic data inversion. J. Geophys. Res., 104, 20361-20379.
- [5] 羽鳥徳太郎(1975):三陸沖歴史津波の規模と推定波源域. 地震研究所彙報, 50, 397-414.
- [6] 羽鳥徳太郎(1987):寛政5年(1793年)宮城県沖地震における震度・津波分布. 地震研究所彙報, 62, 297-309.
- [7] Ito T., S. Yoshioka, and S. Miyazaki(2000):Interplate coupling in northeast Japan deduced from inversion analysis of GPS data. Earth Planet. Sci. Lett., 176, 117-130.
- [8] 地震調査委員会(1999):「日本の地震活動—被害地震から見た地域別特徴—〈追補版〉」. 395pp.

- [9] 地震調査委員会長期評価部会(1999):「(改訂試案) 長期的な地震発生確率の評価手法について」. 74pp.
- [10] 川崎一朗, 浅井康広, 田村良明(1998): 三陸沖におけるプレート間モーメント解放の時空間分布とサイスモ・ジオデティック・カップリングー中・長期予測の基礎ー. 地震 2, 50 別冊, 293-307.
- [11] 気象庁(1983): 日本付近の地域・海域別の被害地震・津波地震の表および震度分布図.
- [12] 気象庁(1996):「震度を知るー基礎知識とその活用ー」. ぎょうせい, 238pp.
- [13] 松浦律子, 唐鎌郁夫, 中村操(2000): 歴史地震の震源域位置および規模の系統的再検討第 2 報ー (1586 年天正地震など 10 地震) . 日本地震学会秋季大会予稿集. pre-print
- [14] 三浦武壘(1964): 気象庁震度の変遷. 測候時報, 31, 134-138
- [15] Nishenko, S. P. and R. Buland(1987): A Generic Recurrence Interval Distribution for Earthquake Forecasting. Bull. Seism. Soc. Am. 77, 1382-1399.
- [16] Nishimura, T., S. Miura, K. Tachibana, K. Hashimoto, T. Sato, S. Hori, E. Murakami, T. Kono, K. Nida, M. Mishina, T. Hirasawa, and H. Miyazaki(2000): Distribution of seismic coupling on the subducting plate boundary in northeastern Japan inferred from GPS observations. Tectonophysics, 323, 217-238.
- [17] 大竹政和(1998a): 宮城県沖地震の地震像と長期予測. 地震工学振興会ニュース, 162, 8-11.
- [18] 大竹政和(1998b): ★意見 32. 地震調査委員会長期評価部会(1999)「(試案) 長期的な地震発生確率の評価手法及びその適用例について」に対する意見募集の結果及び寄せられた意見に対する長期評価部会の考え方について」. 46.
- [19] 大竹政和(1999): 宮城県沖における次の大地震の発生確率とプレート間相対運動収支. 日本地震学会 1999 年度秋季大会講演予稿集, P031.
- [20] 坂元慶行, 石黒真木夫, 北川源四郎 (1983): 「情報量統計学」. 共立出版, 236pp.
- [21] 瀬野徹三(1979): 宮城県沖に予想される地震について. 地震予知連絡会会報, 21, 38-43.
- [22] Seno, T., K. Shimazaki, P. Somerville, K. Sudo and T. Eguchi(1980): Rupture process of the Miyagi-Oki, Japan, Earthquake of June 12, 1978.

Phys. Earth Planet. Inter., 23, 39-61.

- [23] 都司嘉宣(2000):宮城県沖地震の史的評価. Pre-print.
- [24] 宇佐美龍夫(1996):「新編 日本被害地震総覧」[増補改訂版 416-1995]. 東京大学出版会, 516pp.
- [25] Utsu, T. (1984): Estimation of Parameters for Recurrence Models of Earthquakes. Bull. Earthq. Res. Inst., Univ. Tokyo 59, 53-66.
- [26] 宇津徳治(1999):「地震活動総説」. 東京大学出版会, 894pp.
- [27] Wesnousky, S. G., C. H. Scholz, K. Shimazaki, and T. Matsuda(1984): Integration of Geological and Seismological Data for the Analysis of Seismic Hazard. A Case Study of Japan. Bull. Seism. Soc. Am. 74, 687-708.

#### 図の目次 (宮城県沖地震の長期評価)

- 図 1 1978 年 6 月 12 日宮城県沖地震の余震分布 (気象庁作成)
- 図 2 1978 年 6 月 12 日の地震の震度分布図 (気象庁, 1983)
- 図 3 1936 年 11 月 3 日の地震の震度分布図 (気象庁, 1983)
- 図 4 東北地方太平洋側で発生した津波の波源域 (羽鳥, 1987)
- 図 5 1897 年 2 月 20 日の地震と 1898 年 4 月 23 日の地震による津波の波源域と検潮記録 (羽鳥, 1975)
- 図 6 1898 年 4 月 23 日の地震の震度分布 (中央気象臺, 1902)
- 図 7 1897 年 2 月 20 日の地震の震度分布 (中央気象臺, 1897)
- 図 8 1861 年 10 月 21 日の地震の震度分布と被害状況 (都司, 2000)
- 図 9 1855 年 9 月 13 日の地震の震度分布と被害状況 (都司, 2000)
- 図 10 1835 年 7 月 20 日の地震の震度分布と被害状況 (都司, 2000)
- 図 11 1793 年 2 月 17 日の地震の震度分布と被害状況 (都司, 2000)
- 図 12 国土地理院の GPS 観測網による最近の地殻水平変動 (国土地理院作成)
- 図 13 宮城県沖地震の震源域の最近の地震活動 (気象庁作成)
- 図 14 10 年後までに宮城県沖地震が発生する確率の時間推移
- 図 15 宮城県沖地震の集積確率の時間推移

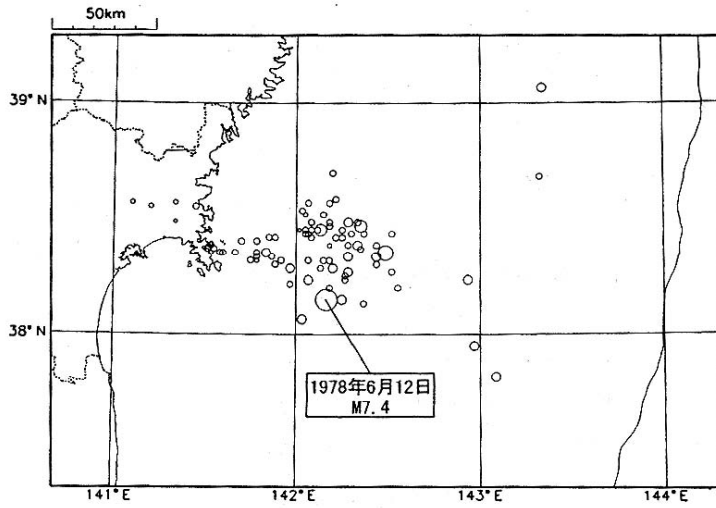


図1 1978年6月12日宮城県沖地震の余震分布（気象庁作成）本震後、3日間の余震分布を示す。（合計87個表示。シンボルが大きいほどM大。深さ80kmまでの震源を表示。）

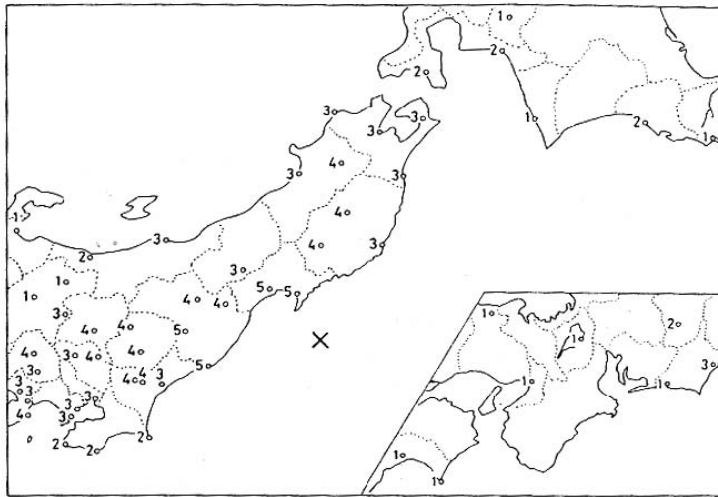


図2 1978年6月12日の地震の震度分布図（気象庁、1983）

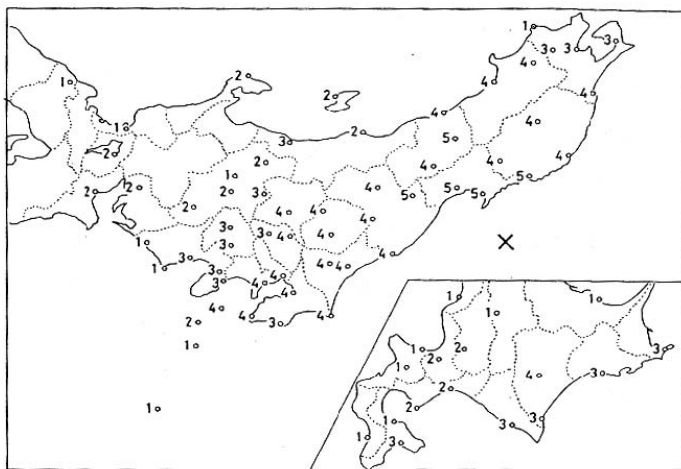


図3 1936年11月3日の地震の震度分布図（気象庁、1983）

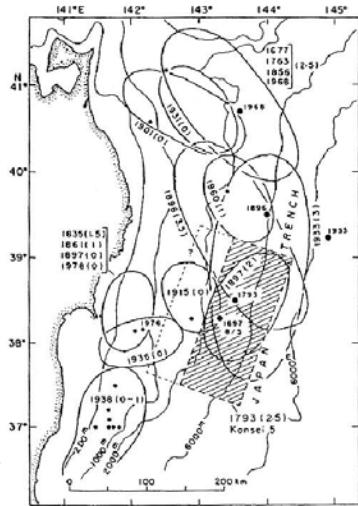


Fig. 7. Distribution of the estimated source areas of tsunamis. Dates and tsunami magnitudes, *m*, are indicated.

図4 東北地方太平洋側で発生した津波の推定波源域 (羽鳥, 1987)

1936年の地震の波源域は、1978年のものよりも南側に位置する。

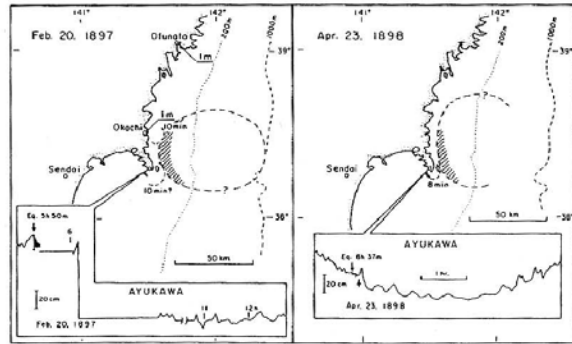
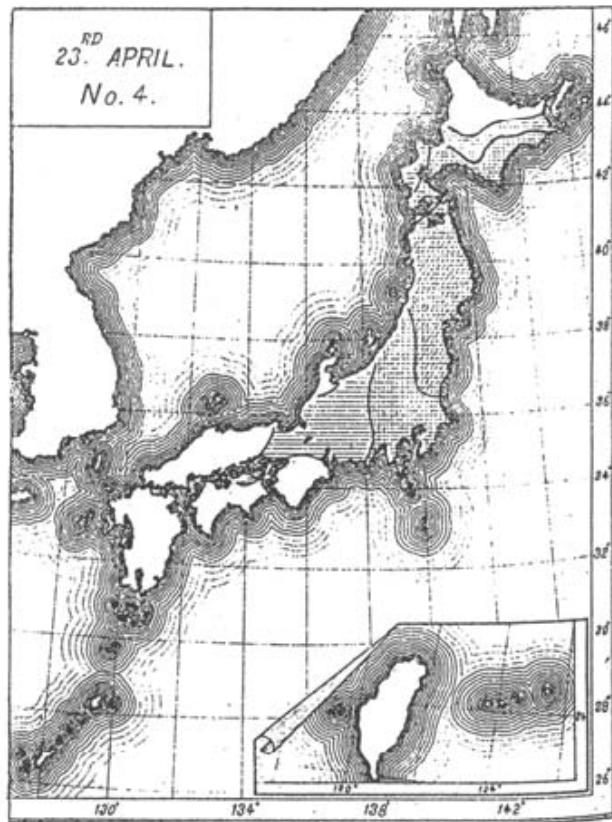


Fig. 12. Estimated source areas of the tsunamis generated near Oshika Peninsula on Feb. 20, 1897 and Apr. 23, 1898. Tsunami heights and tide gauge records at Ayukawa are shown.

図5 1897年2月20日の地震と1898年4月23日の地震による津波の波源域と検潮記録 (羽鳥, 1975)

図4 東北地方太平洋側で発生した津波の推定波源域 (羽鳥, 1987)

図5 1897年2月20日の地震と1898年4月23日の地震による津波の波源域と検潮記録 (羽鳥, 1975)



SLIGHT. WEAK. STRONG. VIOLENT.

図6 1898年4月23日の地震の震度分布 (中央気象臺, 1902)



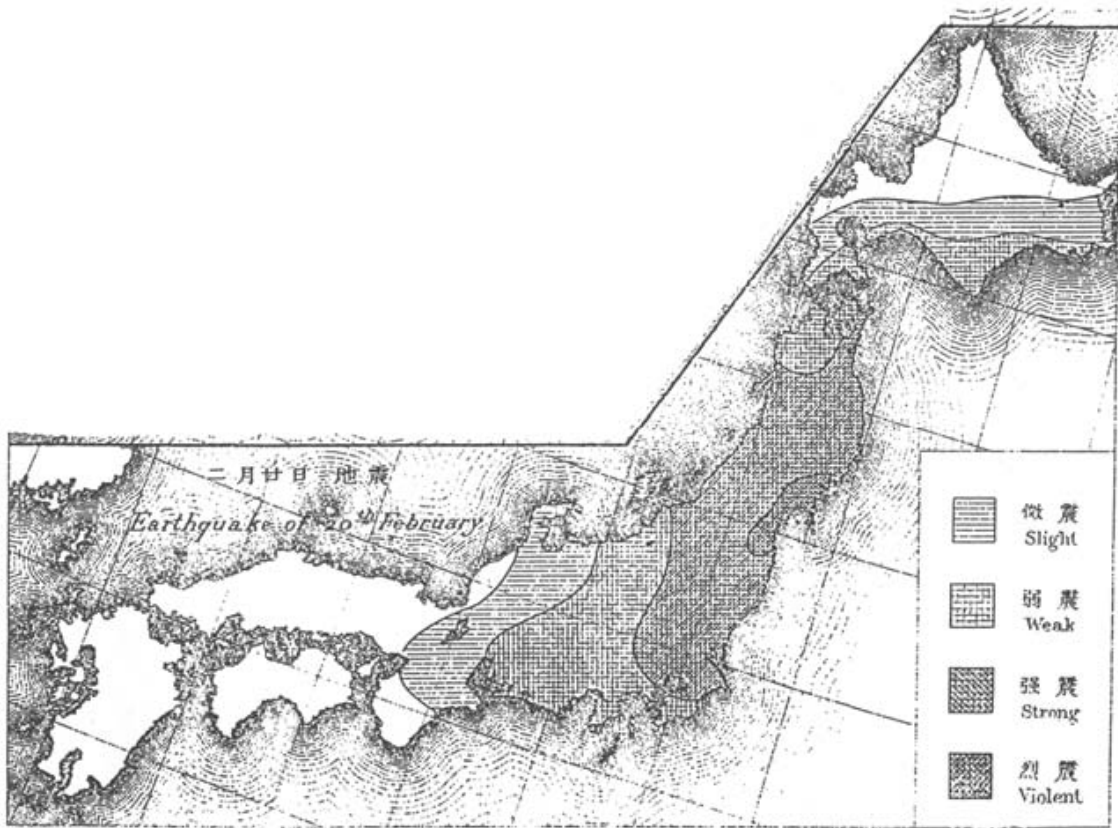


図7 1897年2月20日の地震の震度分布（中央氣象臺，1897）

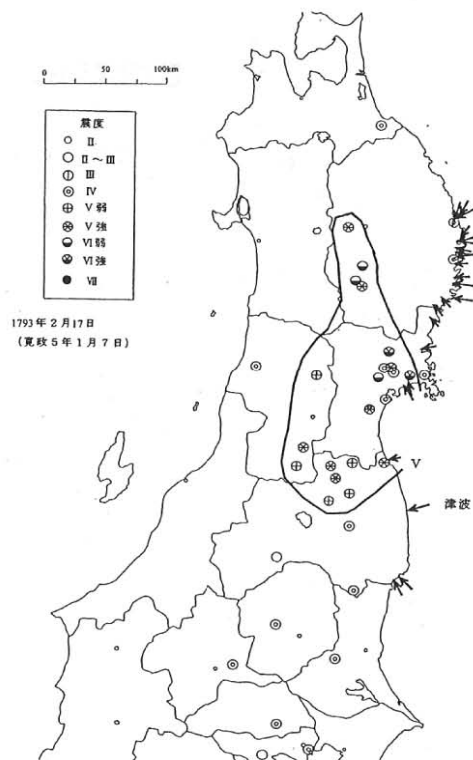
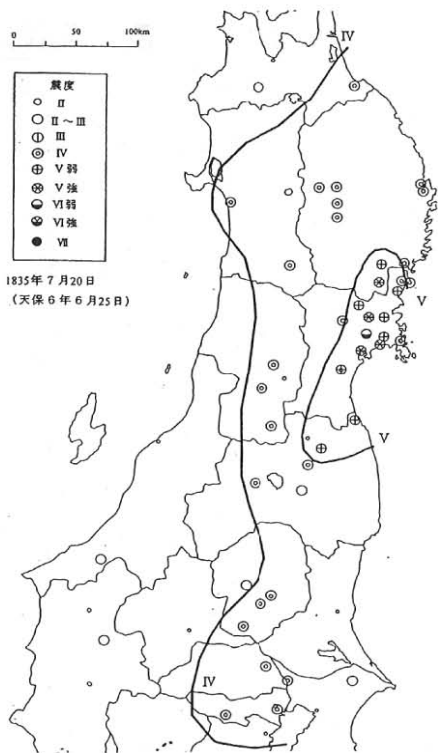
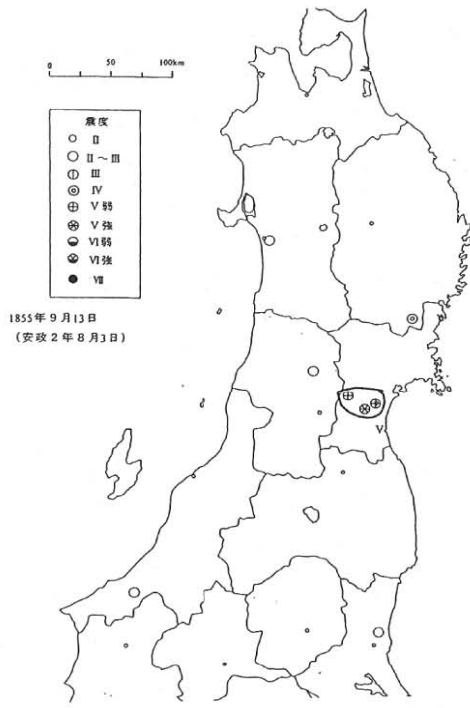
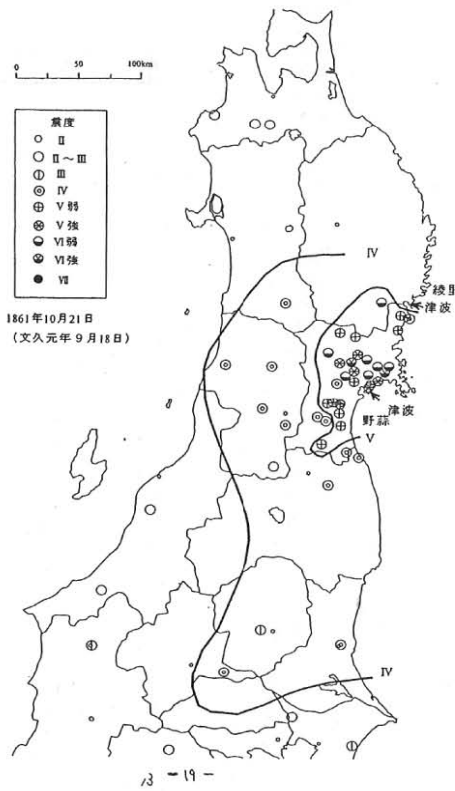


図8 1861年10月21日の地震の震度分布と被害状況(都司, 2000)。矢印は、津波襲来の記録があった場所を示す。また、丸印は、被害状況から推定したその場所の震度を示す。

図9 1855年9月13日の地震の震度分布(都司, 2000)。

図10 1835年7月20日の地震の震度分布と被害状況(都司, 2000) 丸印は、被害状況から推定したその場所の震度を示す。

図11 1793年2月17日の地震の震度分布と被害状況(都司, 2000) 矢印は、津波襲来の記録があった場所を示す。また、丸印は、被害状況から推定したその場所の震度を示す。

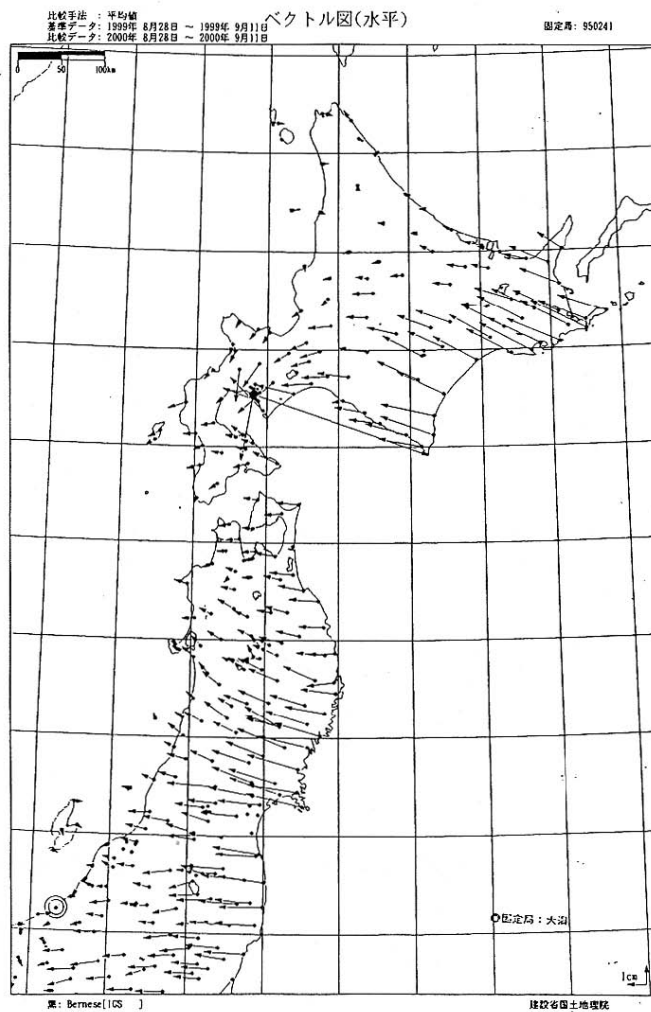


図 12 国土地理院のGPS観測網による最近の地殻水平変動(国土地理院作成)最近の1年間(1999年9月～2000年9月)の地殻水平変動ベクトル図を示す。ベクトルは平均値による比較を行ったもの。  
 基準データ：1999年8月28日～1999年9月11日比較データ：2000年8月28日～2000年9月11日固定局(◎)を新潟県の大湊局とする。

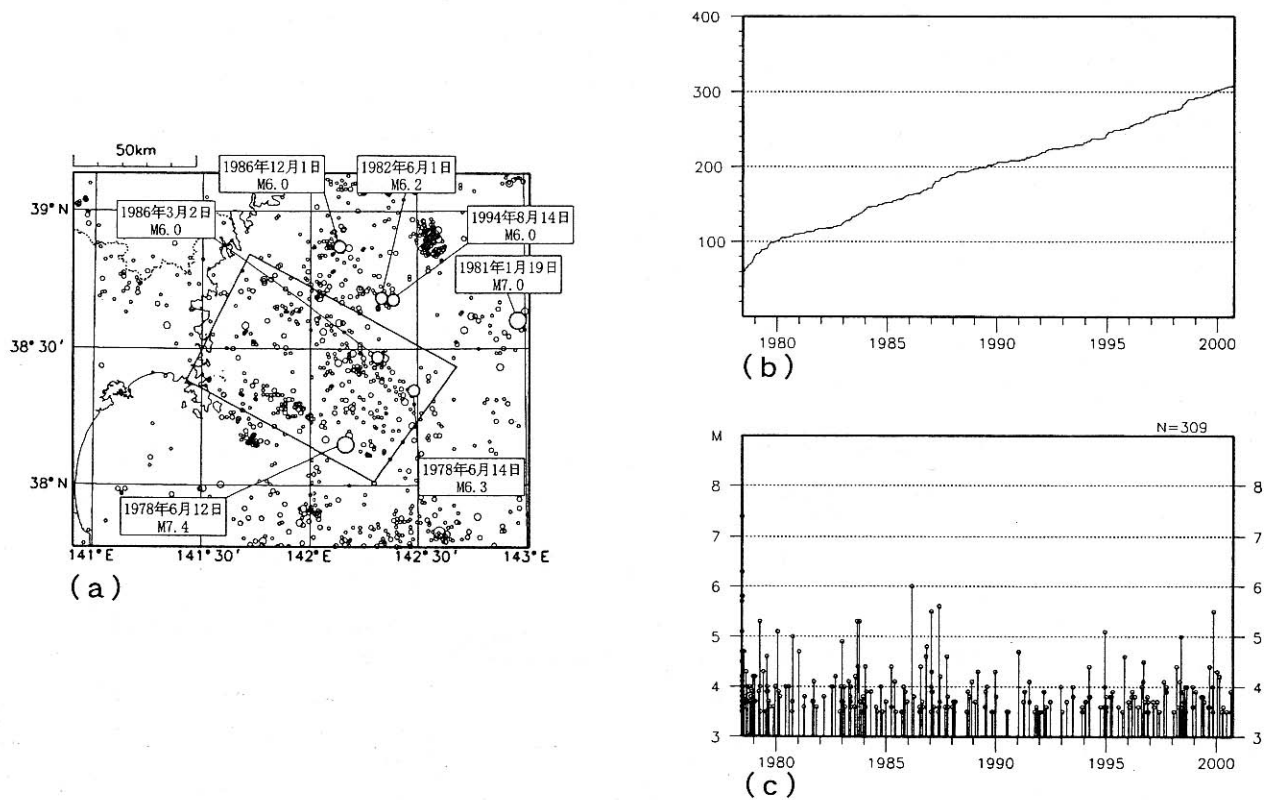


図 13 宮城県沖地震の震源域の最近の地震活動（気象庁作成）（合計 1031 個表示。シンボルが大きいほどM大。深さ 120km までを表示。）  
 (a) 1978 年 6 月～2000 年 9 月までの宮城県沖の震央分布図  
 (b) (a) 内の矩形領域内の地震回数積算図  
 (c) 同領域内の地震活動経過図（規模別） 1983 年頃からは、ほぼ一定の割合で発生しており、定常的な活動になっていると考えられる。

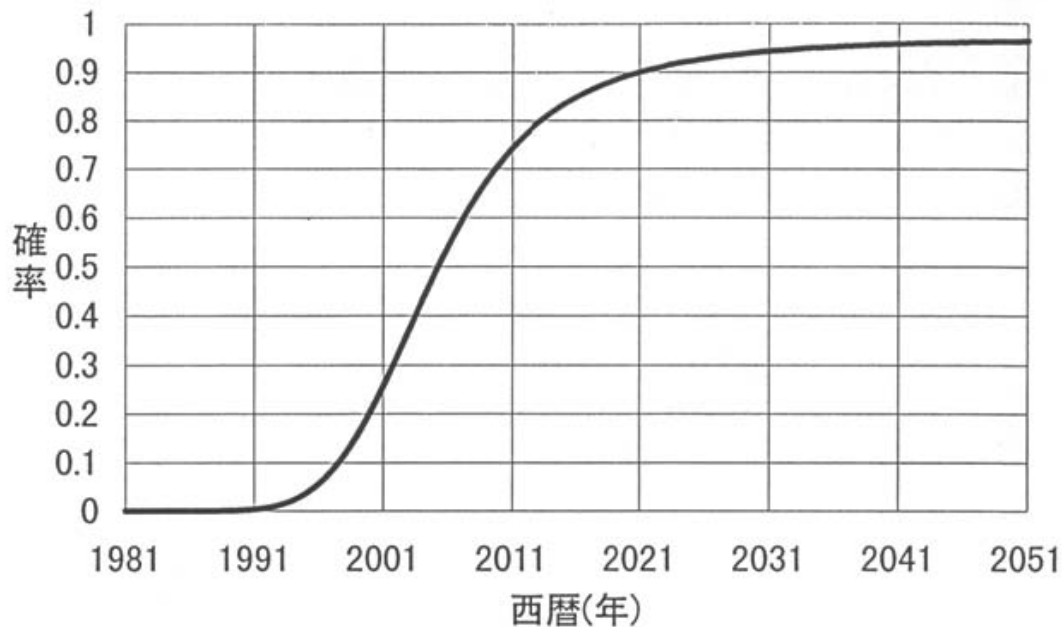


図 14 10 年後までに宮城県沖地震が発生する確率の時間推移

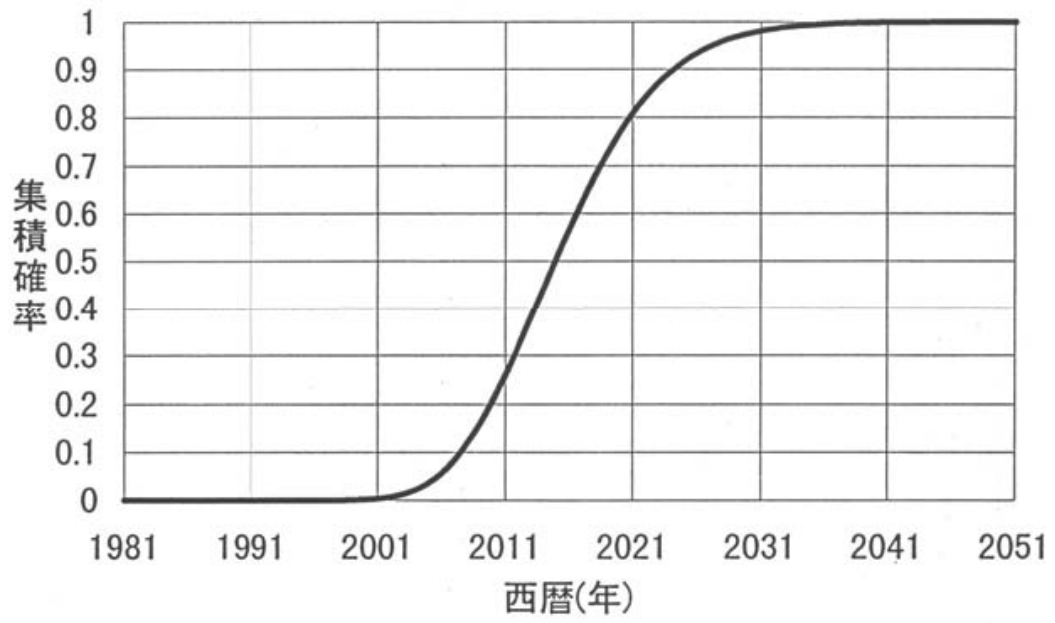


図 15 宮城県沖地震の集積確率の時間推移



## 第 2 章 災害予防計画

### 第 4 節 建築物等の耐震化対策

#### 第 1 目的

市及び建築物の所有者は、地震による建築物等の損壊、消失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

#### 第 2 公共建築物【総務課、都市計画課】

市は、庁舎、消防署、学校、社会福祉施設等災害時要援護者用施設、不特定多数収容施設等、常に防災上重要な市有及び公共建築物の耐震性の向上に努める。

##### 1. 市有建築物

市は、地震による被害を最小限にとどめるため、「県有建築物の耐震診断実施方針」（平成 8 年 2 月制定）に基づき、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、精密診断、補強工事等を行っていく。さらに、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。

##### 2. 教育施設

市は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

###### (1) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置にあたっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

###### (2) 学校施設の防災機能の強化

災害時における学校施設の防災機能の強化を図るため、余裕教室を利用した備蓄倉庫、貯水槽の設置など、施設の整備を計画的に進める。

#### 第 3 一般建築物【都市計画課、消防本部】

##### 1. 建築物の耐震改修の促進

###### (1) 新築、増改築の建築物

市は事業者等に対し、宮城県地震地盤図などを参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性の向上を図るよう誘導する。

###### (2) 既存の建築物

市は、岩沼市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱及び岩沼市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱に基づき、所有者に対し耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び助成・指導・助言・指示を行う。

## 2. 防災診断・防災改修の促進

市及び消防本部は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察などにより計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

## 第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

特定行政庁（県）は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第3項に規定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。

「特殊建築物」…劇場、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

「建築設備」…換気設備（中央管理方式の空調設備に限る）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る）

## 第5 ブロック塀等の安全対策【都市計画課】

市は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれがあるものに対しては改善指導を行う。

## 第6 落下物防止対策【消防本部】

消防本部は、市街地の沿道に立地する3階以上建築物の窓ガラスや外装材等、落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と指導を行う。

施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策に努める。

## 第7 建物内の安全対策【防災課、都市計画課】

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策支援を検討する。

施設管理者は、エレベーターにおける閉じ込め防止等、地震時管制運転装置の設置などの施設の改善に努める。

また、地震時に施設内に閉じ込められた者がいないか、施設の点検、確認等の防災対策を推進する。



## 資料3

### 関係法令

#### (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号（抜粋））

##### （目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

##### （国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

##### （基本方針）

第四条 国国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認めら

- れる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物

(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に

対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施

を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

## (2)建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号(抜粋))

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事



(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
  - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
  - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
  - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
  - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
  - 三 マッチ
  - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
  - 五 圧縮ガス
  - 六 液化ガス
  - 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
    - イ 火薬 十トン
    - ロ 爆薬 五トン
    - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
    - ニ 銃用雷管 五百万個
    - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
    - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
    - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
    - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
  - 二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

- 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
  - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
  - 五 マッチ 三百マッチトン
  - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
  - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
  - 八 液化ガス 二千トン
  - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
  - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
  - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
  - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
  - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
  - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項 の規定により、法第二十二条第二項 の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項 の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項 の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項 の規定により、その職員に、要耐震改修認定

建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

### (3) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号(抜粋))

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

### (4) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)(抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

## 資料4

### 岩沼市の耐震改修促進にかかわる制度

#### ○岩沼市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱<抜粋>

平成 16 年 9 月 30 日告示第 79 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内に存する木造住宅の所有者に対し、市が、予算の範囲内において耐震診断士を派遣して耐震一般診断及び耐震改修計画の作成を行うことにより、木造住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 耐震一般診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012 年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。

(2) 耐震改修計画 前号の診断結果に基づき作成される耐震改修の計画案をいう。

(3) 耐震診断士 宮城県が作成する「みやぎ木造住宅耐震診断士リスト」又は仙台市が作成する「仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿」に記載された者をいう。

(対象住宅)

第 3 条 木造住宅耐震診断助成事業の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に存し、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅

(2) 在来軸組構法(太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。)又は枠組壁構法による木造平家建てから木造 3 階建てまでの住宅

(3) 過去に、この要綱に基づく耐震一般診断又は岩沼市木造住宅耐震改修計画等助成事業実施要綱の一部を改正する告示(平成 17 年告示第 50 号)による改正前の岩沼市木造住宅耐震改修計画等助成事業実施要綱に基づく耐震精密診断を受けていない住宅

(派遣の申込み)

第 4 条 この要綱に基づき耐震診断士の派遣を希望する対象住宅の所有者(当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者 1 人)は、構造的に独立した棟毎に、岩沼市木造住宅耐震診断助成事業申込書(様式第 1 号)により市長に申し込むものとする。

(派遣の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは、岩沼市木造住宅耐震診断助成事業決定通知書(様式第 2 号。以下「決定通知書」という。)により当該申込者(以下「派遣対象者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第 6 条 派遣対象者は、決定通知書を受領した後において耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに岩沼市木造住宅耐震診断助成事業辞退届(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第 7 条 市長は、派遣対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第 5 条第 1 項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、岩沼市木造住宅耐震診断助成事業決定取消通知書(様式第4号)により当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣に要する費用)

第8条 耐震診断士の派遣に要する費用は、別表に定める額とし、市は消費税及び地方消費税相当額を含め14万円を負担するものとする。ただし、耐震改修計画を作成しない場合は、12万4,000円とする。

(派遣対象者の費用負担)

第9条 耐震診断士の派遣を受けた派遣対象者の費用負担は、前条に定める費用のうち、消費税及び地方消費税相当額を含め別表に定める額とする。

2 耐震診断士の派遣を受けた派遣対象者は、前項に規定する額を診断終了後、派遣された診断士に支払うものとする。

(診断結果及び改修計画の通知)

第10条 耐震診断の結果は、岩沼市木造住宅耐震診断助成事業耐震診断結果及び耐震改修計画通知書(様式第5号)により派遣対象者に通知するものとする。ただし、耐震一般診断により総合評点が1.0以上で、かつ、地盤又は基礎に重大な注意事項がない場合は、耐震改修計画の作成を省略することができる。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第11条 市長は、耐震一般診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(派遣診断士の守秘義務等)

第12条 派遣された耐震診断士は、当該耐震一般診断に関し職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

2 派遣された耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震一般診断に関し、派遣対象者から第9条に規定する費用負担以外の金銭を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること。
- (3) その他、派遣診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

## ○岩沼市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱<抜粋>

平成16年9月30日告示第80号

(趣旨)

第1条 市は、近年中に予想される大規模地震による住宅被害を減ずるため、市内に存する木造住宅の所有者が当該住宅の改修設計及び改修工事又は建替工事(以下これらを「耐震化工事」という。)を地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により市が作成した地域住宅計画に基づき実施する場合に、予算の範囲内において法第7条第2項の規定に基づく地域住宅交付金を充てて補助金を交付するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、岩沼市補助金等交付規則(平成9年規則第13号)の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。



(1) 診断助成事業 岩沼市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱(平成16年告示第79号)に基づき行う事業をいう。

(2) 改修計画等助成事業 岩沼市木造住宅耐震改修計画等助成事業実施要綱の一部を改正する告示(平成17年告示第50号)による改正前の岩沼市木造住宅耐震改修計画等助成事業実施要綱に基づき行った事業をいう。

(3) 木造住宅耐震改修工事助成事業 市が第3条に定める補助対象住宅について、その住宅の所有者が行う耐震化工事に係る費用の一部を補助する事業(以下「耐震化工事助成事業」という。)をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震化工事助成事業の補助金の交付対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に存し、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、過去にこの要綱に基づく耐震化工事の助成を受けていない住宅とする。

(1) 診断助成事業による耐震一般診断の上部構造評点(以下「上部構造評点」という。)が1.0未満の住宅であって改修工事施工後に上部構造評点を1.0以上又はこれと同等以上とする住宅

(2) 診断助成事業による耐震一般診断の地盤又は基礎に重大な注意事項がある住宅であって改修工事施工後に地盤又は基礎の重大な注意事項を改善する住宅

(3) 第1号及び第2号に該当する住宅

(4) 改修計画等助成事業による耐震精密診断の総合評点(以下「総合評点」という。)が1.0未満の住宅であって改修工事施工後の総合評点が1.0以上となる住宅

(5) 上部構造評点又は総合評点が0.7未満の住宅であって市内でみやぎ版住宅(みやぎ版住宅の特性表示基準及び評価に関する要綱(平成16年6月21日施行)第2第1号から第3号までに規定する住宅をいう。)建替工事を実施する住宅

(補助対象経費)

第4条 耐震化工事助成事業の補助金の交付対象となる経費は、対象住宅所有者が行う耐震化工事に要する経費とし、工事監理費を含むものとする。

(補助金の交付額等)

第5条 助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助対象経費の2分の1の金額(その額が45万円を超える場合は45万円)。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 助成額の交付に当たっては、あらかじめ助成額から前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を補助金として交付するものとする。

(交付の申込等及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岩沼市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、岩沼市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付決定の際、申請者に必要な条件を定めることができる。

## ○岩沼市スクールゾーン内危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱<抜粋>

平成 15 年 9 月 30 日告示第 65 号

(趣旨)

第 1 条 岩沼市は、スクールゾーン内の通学路等に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、学童をはじめとする通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を除却する者等に対してスクールゾーン内危険ブロック塀等改善事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、岩沼市補助金等交付規則(平成 9 年規則第 13 号)に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造による塀及び門柱をいう。

(2) 軽量の塀等 生け垣、フェンス、板塀その他倒壊による事故を防止できるものをいう。

(3) 通学路等 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和 41 年政令第 103 号)第 4 条に規定する通学路及びこれに準ずる道路として市長が認めるものをいう。

(4) スクールゾーン スクールゾーン設定要領(昭和 47 年 1 月 17 日宮城県制定)第 2-1 に規定する区域をいう。

(5) ブロック塀等実態調査 宮城県又は市が行うブロック塀等の状態調査をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業(以下「改善事業」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ブロック塀等の一部又は全部を除却する事業(以下「除却事業」という。)

(2) 除却事業によるブロック塀等の除却跡地にブロック塀等以外の軽量の塀等を設置する事業(以下「設置事業」という。)

(補助対象事業の条件)

第 3 条の 2 除却事業は、次の各号に該当するブロック塀等の一部又は全部を除却するものとする。ただし、除却後再びブロック塀等を築造する場合は、当該ブロック塀等が建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)に定める構造基準に適合するものとし、設置事業以外の塀等を築造する場合は、安全なものとしなければならない。

(1) スクールゾーン内の通学路等又は市長が認める区域内にある道路沿いに設置され、道路からの高さ 1 メートル(擁壁上の場合は 0.6 メートル)以上のもの

(2) 平成 14 年度以後に行ったブロック塀等実態調査において、総合評価が「A」以外の判定を受けたもの

第 3 条の 3 設置事業は、次の各号のいずれかに該当するものを設置するものとする。

(1) 生け垣を設置する場合は、高さ 1 メートル以上の苗木を用いて 50 センチメートル以下の間隔で植栽し、支柱等により適切に固定されるもの

(2) フェンス、板塀等を設置する場合は、高さ 60 センチメートル以上のものとし、基礎等を設置するなどして適切に固定されるもの

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象となる者は、改善事業を行う所有者等及び改善事業を既に行った所有者等のうち除却前の存置状況を示す写真等を提出できる者とする。

(補助金額)

第5条 除却事業の補助金額は、道路からの見付面積1平方メートル当たり4,000円とし、1件当たりの補助限度額を200,000円とする。

2 除却事業の補助対象となるブロック塀等の面積は、除却するブロック塀等の道路側からの見付面積とする。ただし、鉄製フェンスとの混用塀の鉄製フェンス部分に係る面積は、その見付面積の2分の1とする。また、門柱については、その表面積の2分の1を 除却事業の補助対象とする。

3 設置事業の補助金額は、設置事業に要する費用の3分の1の額とし、1件当たりの補助限度額を設置延長に4,000円を乗じた額又は10万円のいずれか低い額とする。

4 設置事業の補助対象となる塀等の設置延長は、ブロック塀等の除却跡地に設置する軽量の塀等の延長とする。

5 補助金の額の算定にあたっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

## ○岩沼市家具転倒防止等推進事業実施要綱〈抜粋〉

平成18年6月28日告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は、岩沼市内に居住する高齢者等が地震による家具転倒の防止措置等を希望する場合、予算の範囲内において代行して措置を講ずることにより、地震時における安全性及び避難路の確保を図ることを目的とする。

(業務の委託)

第2条 市長は、岩沼市家具転倒防止等推進事業(以下「事業」という。)を実施するため、市内の業者に事業に関する業務の一部を委託することができるものとする。

(対象世帯)

第3条 事業の対象となる世帯は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、事業の対象となるのは、1世帯1回とする。

(1) 満65歳以上の者のみで構成される世帯

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯

(3) 満65歳以上の者及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯

(4) その他市長が必要と認める世帯

(対象部)

第4条 事業の対象部は、対象となる世帯が居住する一の家屋内とする。

(対象物等)

第5条 事業の対象となる物及び数は、それぞれ次に掲げるものとする。

(1) 家具(テーブル、いす、ソファ、家電製品及び取付けに適さないと認められるものを除く) 5個まで(上下分離式で一体とみられる家具は1個として扱う)

(2) 建具(ガラス飛散防止フィルムを貼付するもの) 10枚まで

(申込み)

第6条 この要綱に基づき支援を希望する対象世帯の者又は当該世帯から委任された者は、岩沼市家具転倒防止等作業申込書により、対象となる世帯であることを証する次に掲げる書類を添付して、市長に申し込むものとする。

(1) 家族調書

(2) 各種手帳等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類